

**【用語】**群馬郡渋川村—渋川市 組合—ここでは文政の改革組合村をさす 代官所—岩鼻の幕府代官所 朱印—朱印地、社寺に朱印状を下付してその所領を確認した土地 除地—よけち、朱印地以外で年貢を免除された土地 作場渡シ舟—耕作地へ渡るための船 農間稼—農業の合間の生業 株—肥料や牛馬の飼料用の草 往還—街道 六才市立一月六回の市を開催すること

**【解説】**幕府は天明の飢饉以降、荒廃した関東農村の治安対策として、文化二年（一八〇五）新たに関東取締出役を設置し、関八州全域を廻村させて無宿・悪党などの搜索・逮捕など、広域警察的な権限を与えた。さらに幕府は、文政十年（一八二七）「御取締筋御改革」と題する触書を発した。これは御料・私領の区別なく改革組合村を編成したものであり、関東農村に対する幕府の統一的な支配権を強化する目的があつた。これによつて取締出役の活動が補強され、治安維持や風俗の取締りが徹底されることになつたが、合わせて幕府は取締出役を通して農間余業調査も実施した。

調査は文政から安政期まで全五回行われ、この文書は、最後の調査となつた安政二年（一八五五）の寄場<sup>よせば</sup>渋川村組合二八カ村のもので、表題には「上州渋川村組合村々地頭性名其外書上帳」とある。調査内容は、寄場組合村ごとに領主名、組合高、家数、人数、朱印地、除地、神社仏閣、農間稼ぎ、産物、市日、茶屋・旅籠屋などさまざまな項目にわたり、幕末期の組合村々の概況を知るうえでは貴重な史料である。なお、この調査では改革組合村の寄場役人や大小惣代、さらに質屋の調査も並行して実施された。